

## 中国上場会社準則の仮訳と若干の検討

委員会型統治機構の採用における中日会社法の比較を手がかりとして

陳 海 峰

### 一 はじめに

本稿では、最近公布された中国上場会社統治準則を仮訳するとともに、現代型モニタリングシステムと言われる委員会型統治機構の採用にあたっての中日両国の考え方の相違を明らかにすると共に、今後のあるべき会社統治機構について、若干の検討を試みるものである。

### 二 検討

二〇〇二年一月七日、中国証券監督管理委員会・国家經濟貿易委員会は、「上場会社統治準則（上市公司治理准则）」を公布した。この準則により、中国では、上場会社に対して、監査役会制度を維持しながら、アメリカ型の委員会統治制度を導入した。

一九九三年中国会社法は、日本型会社統治構造を基本とする。

中国型統治機構を採用した。すなわち、最高機関としての株主総会（股东会・股東大会）、執行監督機関としての取締役会（董监事会）、代表機関としての代表取締役（董事長、代理機関としての支配人（經理）、監督機関としての監査役会（監事会）という複合的統治機構を採用した。しかし、この統治機構の問題点は、日本会社法の経験から明らかなように、代表取締役・支配人の選任解任権限を有しない監査役会における監督機能の不全である。そして、さらには、日本会社法の株主総会の形態化とは異なつた原因での、すなわち、国家株主という株主機能を実質上有しない支配株主の存在により、株主総会の本来的監督機能も不全状態であるということが、もう一つの中国的特殊事情であった。このことから、会社の監督・監視機能が十分に働かず、会社のために勤勉に働くべき者として選ばれたはずの取締役（董事）および取締役会（董监事会）が選任した代表取締役（董事長）・支配人（經理）たちは、会社ないし株主の利益を害する事件を頻発させた。このような不祥事を防ぐために、中国では、二〇〇〇年代に入ってから、会社の統治機構、特に機関形態の改正に取組んだ。同じ時期、日本でも、頻発する会社不祥事に対応するため、引き続き監査役制度関連する重要な改正が行われた。会社企業の不正・非行という同一の課題に対して、中日両国の立法者はいかなる方向を採用したのか。両国において展開された会社の統治機構の改革は、果たして各自の国に対して、適切かどうか、比較研究する価値があり、互いの

経験・教訓にもなると考えられる。

現代の会社の統治機構としては、モニタリング・モデルといわれる、主にアメリカ型の委員会統治機構と、監査役会による監督を中心とするドイツ型統治機構がある。さらに、中日両国の採用する取締役会・監査役会並置型が第三の統治機構とも言えよう。これまでの経験からすれば、中日両国の取締役会・監査役会並置型統治機構は、その監督機能は一般に不十分であると評価されてきた。中国型統治機構のもつとも大きな問題点は、株主の構成である。最大の株主である国家は、株主機能という点で考えれば、事実上株主不在であると考えざるを得ない。実際には、政府のある部門が国家を代理して、株主としての権利を行使しているが、本人たる国家自身と同様、株主としての権利行使者であるはずの政府部門は株主としての権利意識が希薄であると言わざるを得ない。自分自身の財産の投資ではないことから、直接的利害関係がそこには存在せず、真剣に株主の利益の確保に熱心であることを期待できない。すなわち、政府部門が株主の立場から、取締役を選出し、厳格に監督することは期待できない。そして、代表取締役の選任・解任権限を有しない監査役会が取締役会および支配人を厳格に監督することは、日本会社法同様、期待できない。

このような統治機構の現状を前提としていかなる改革を進めるべきか、特に、会社のモニタリングシステムを強化するために会社の機関形態をどう改正すればよいかについては、日本が

一つの有意義な見本を提供している。

最近の日本の会社法改正を見ると、例えば、二〇〇一年十二月改正により、監査役の取締役会への出席・意見陳述を監査役の義務とすることによって、取締役会に対する監査役の影響力を強めようとし（商法二六三条の三第一項）、社外監査役は、全監査役の半数以上いなければならず、しかも過去に一度でもその会社の取締役、使用人であった者は社外監査役にはなれないこととし（商法特例法十八条一項）、監査役の安定性を図るために任期が三年を四年に延長され（商法七三条一項）、監査役が経営者たる社長の圧力でその意に反して辞任させられた場合には、株主総会における意見陳述権が認められ（商法二七四条の三の二）、監査役の候補者の決定権は、原則的に取締役会にあるが、その提案に対し監査役会の同意が必要であり、また監査役会は、独自に別の候補者を提案できるものとされる等により（商法特例法十八条三項）、監査役の機能を強化することを行った。

さらに、このような監査役会設置型統治機構における監査役機能の強化という方向の採用と共に、それと選択的に採用できる統治機構として、委員会型統治機構の採用に踏み切ったのである。二〇〇二年五月改正では、取締役会の決議により執行役を選任し、その執行役に取締役会の業務決定権限の重要な一部（多額の借財、重要な財産の得喪、新株発行、社債発行など）を委譲できるという執行役制度を採用した（特例法二十一条の

七第三項）。また、取締役は業務執行権限を有さず、執行役が業務執行機関としてなる（両者の兼任は可能）。取締役会は、戦略など業務の重要事項を決定するが、その機能の中心は、執行役の行う業務執行の監督にある。そのため、取締役会内に取締役から構成される指名、報酬、監査の三つの委員会を置き、各委員会の委員の過半数は、社外取締役によって占められることが要求され、社外取締役による監督機能の実現を予定している。監査委員会が設置され、執行役、取締役、取締役の職務執行を監督するので、監査役は廃止されて、監査委員会が監査役の機能を担うことになる。

このような統治機構、すなわち、監査役会型統治機構または委員会型統治機構の採用は、会社自身に委ねられている。すなわち、委員会等設置会社の形態をとるか、従来型の監査役設置会社の形態をとるかの選択は、各会社の自治に委ねられている。しかも、従来型の監査役設置会社の形態を選択しても、監査役機能の強化により、監督機能は強化されているから、このことにより、二つの統治機構を並置し、選択させることにより、不正防止機能に関する制度間競争をも考えられていると評価できよう。いずれにても、その統治機能の特徴は、社外監査役・社外取締役という社外監督機能の導入にある。

一方、中国では、一九九七年十二月に証券監督管理委員会が公布した「上場会社定款の指導（上市公司章程指導）」において、社外取締役制度が導入された。そして、二〇〇二年一月に、

本稿のテーマである「上場会社統治準則（上市公司治理準則）」が公布され、新しい統治機構方針が示された。このような中国会社法では、会社企業の不正・非行が直接的に国民・社会に大きな影響を与える上場会社を対象を限定して、改正を行った。このことは、国家全体における中国・日本の市場経済性の広がりとの差の違いと言えようか。

この準則においては、まず、監査役会・監査役の機能強化を提案している。すなわち、監査役会は会社の財務および取締役・支配人その他の高級管理人における職責履行の合法性について監督し（五十九条）、監査役は取締役・支配人および他の高級管理人の法律・法規または会社定款に違反する行為を発見した場合には、取締役会・株主総会に報告するとともに、証券監督管理機関および他に関連部門に直接報告することもできる（六十三条）。また、監査役会の権限が適法性監査に限定されることを明言している（五十九条）。このような考え方は、日本会社法における監査役機能の一連の強化策と同様の方向を有している。

そして、さらに、監査役会を維持しながら、株主総会決議により、戦略、会計監査、指名、報酬・考査などの専門委員会を設けることができる（五十二条）。その中、会計監査委員会は会社の会計監査を担当し（五十四条）、報酬・考査委員会は取締役と支配人の業務履行状況を考査する権限を有するものである（五十六条）。この委員会型統治機構の採用方法は、

日本会社法における並置選択型ではなく、監査役会型統治機構に委員会型統治機構を嵌め込むという考え方であり、中国会社特有のものとの評価できよう。このことは、中国の立法者たちは、どちらかを選ぶという並置選択型により、監査役会型から委員会型へと選択をする場合における大きな急変を生じさせるということに不安を感じ、米国型モニタリング・モデル中の優れた部分だけを取って、現制度を補強することを考えたものと判断される。

さらに、特徴的な内容を挙げると、一つは、株主平等原則を明文化し、特に、中小株主の権利の保護を配慮するよう明記したことである（二条）。株主平等原則については、中国でも、一九九三年十二月公布された会社法において個別の具体的条文が設けているが、中国会社制度の実践の中に大株主の資本多数決の濫用や大株主から選出された取締役の恣意的行為によって中小株主の権利を害する事件が多いこと、さらに、証券取引所で上場会社の株式を売買する中小株主たちは、大株主の違法行為から自分の権利を守る法意識が希薄であり、能力も低いことから、明文上で株主平等原則を上場会社の義務として明文化したのである。

もう一つは、上場会社の社会的責任への配慮を明文化していることである（八十一条、八十六条）。上場会社は、社会の一員として、法律・法規を遵守だけでなく、社会倫理も遵守すべきである。そして、大規模な企業としては、営業活動中に関

連地域に重要な影響力を持つから、自然人より、更なる社会的責任を負うべきと考えられ、本準則の八十一条と八十六条により、上場会社は、債権者の他に、従業員・消費者・供給者および地域共同体など利害関係人の法的権利を尊重し、地元地域共同体の福祉・環境の保護・公益事業などの問題に配慮し、会社の社会的責任を明文化した。

証券取引市場が発達するアメリカで成功したかに見えたモニタリングシステムと幻想的株主所有を理念とする日本会社システム、さらには、国家株が主導する中国会社システムにおいて、最終的な成功は今後の現実が答えを導いてくれることになるが、中日両国の一連の法改正が制度の移植だけではなく、考え方の移植でもあると考えられる。新制度は立法者の考え方が法規上で具体化するが、新法の実施の効果が実現するのは、社会自身が新しい考え方を適切に理解し、適切に実行することがどの程度できるのかという度合いに依存する。日本の場合には、委員会等設置会社の監査委員会の監査が、執行役だけでなく、取締役会や各取締役の職務を対象とし、しかも、取締役は執行役を兼任することができ、実際にも兼任されていることから、その監督機能に問題が投げかけられている。この問題は、すでにアメリカにおけるエンロン事件等が実証している。また、監査委員は取締役の中から取締役会によって選出されるから、その地位の安定性と独立性において、ある意味では監査役よりも劣り得ると言わざるを得ないなどの問題をどう解決するのか、日

本会社法の問題も多い。これに対して、中国会社法においては、従来の法体制の中に米国型モニタリング・モデル形態を嵌め込んで、従来の監督機関の間に生じる機能の重複、従来型の機関形態中の欠点が無だに未解決であるなどの問題について十分に論議する余地があると考えられる。特に、かつての日本会社法が、取締役会と監査役会とのダブル監督機構において、結局は、それぞれにおける形骸化により十分な監督機能を果たせなかったと現実を見ると、ただ重複的に機構を積み重ねれば良いとするものではないことは確かである。

### 三 仮訳：中国上場会社統治準則

証監会・国家経済貿易委員会による「上場会社統治準則」の  
発布に関する通知

証監発〔二〇〇二〕一号

各上場会社…

上場会社の創立、現代企業制度の改善における推進、上場会社運営の規制およびわが国の証券市場の健全な発展を促進するために「上場会社統治準則」を公布し、もって執行されることを求める。

中国证券监督管理委员会

国家経済貿易委員会

二〇〇二年一月七日

上場会社統治準則

序言

上場会社の創立、現代企業制度の改善における推進、上場会社運営の規制およびわが国の証券市場の健全な発展を促進するために、会社法・証券法およびその他の法律・法規上の基本原則

則、さらに外国における企業統治に関する実践において形成された一般的標準に基づき、本準則を制定する。

本準則は、わが国の上場会社における企業統治の基本原則、投資者の権利保護の実現方法、および上場会社の取締役・監査役・支配人等の高級管理人に対する基本的行為準則と職務の道徳などを明らかにする。

本準則は、中国国内の上場会社に適用する。上場会社における企業統治制度の改善には本準則の方針を貫徹しなければならない。上場会社は、定款および統治細則の制定または改正において、本準則が明示する内容を具体化しなければならない。本準則は、上場会社が良好的な統治機構を有するかどうかを判定するための主要な評価基準であり、そして、企業統治に関する重大的な問題を有する上場会社に対しては、証券監督管理機関は本準則に照らして是正することを要求する。

## 第一章 株主・株主総会

### 第一節 株主の権利

一条…株主は会社の所有者として、法律・行政法規および会社定款に規定された合法的な権利を有する。上場会社は、株主が十分に権利行使できる企業統治機構を創設しなければならない。

二条…上場会社の企業統治機構では、すべての株主、特に中小

株主が平等な地位を有するよう確保しなければならない。株主はその有する株式により、平等に権利を享有し、義務を負担する。

三条…株主は、法律・行政法規および会社定款により定められた会社の重要な事項について、情報取権と経営に参加する権利を有する。上場会社は株主との間に有効的な交流手段を創設しなければならない。

四条…株主は、法律・行政法規の規定に基づき、民事訴訟あるいはその他の法律手段を通じてその合法的な権利を守る権利を有する。株主総会・取締役会の決議が、法律・行政法規に違反し、株主の合法的な権益を侵害する場合、株主は、裁判所に違法行為および侵害行為の差止め請求を提訴する権利を有する。

取締役・監査役および執行役が職務執行にあたり、法律・行政法規および会社定款の規定に違反し、会社に損害を与えた場合には、賠償責任を負わなければならない。株主は会社に賠償訴訟の提起を請求する権利を有する。

## 第二節 株主総会規則

五条…上場会社は、定款において株主総会の招集と決議手続、即ち、通知・登記・提案の審議・投票・票計・議決結果の発表・決議の確定・議事録および署名・公告等を含むものを規定しなければならない。

六条…上場会社は、真摯に株主総会の議案を審議し、調整しな

ければならない。株主総会は各議案に合理的な議論時間を設けなければならない。

七条…上場会社は、定款の中で株主総会から取締役会への授權原則、即ち、具体的授權内容を明確に規定しなければならない。八条…上場会社は、株主総会が合法・有効的な前提を有する限り、充分的に現代通信技術の運用も含む各方式を通じて、株主が株主総会に参加する比率を拡大しなければならない。株主総会が開催する時間・場所についてはできる限りより多くの株主が参加できるよう選定しなければならない。

九条…株主は、自ら株主総会に参加して投票することもできるし、代理人に委託して投票することもできる。両者とも同じ法的効力を有する。

十条…上場会社の取締役会、社外取締役およびある条件に合致する株主は、上場会社の株主投票権を募集することができる。投票権の募集は無償でやらなければならない。そして、募集された株主に情報を充分的に提供しなければならない。

十一条…機関投資者は取締役の選任・経営者激励と監督、重大事項の決議など方面で影響力を発揮すべきである。

## 第三節 関連取引

十二条…上場会社と関係者の間に関連取引を行う場合には書面で契約しなければならない。契約の締結には平等・自治・等価・有償に関する原則を守らなければならない。契約の内容とし

て具体的かつ明確でなければならない。上場会社はこの契約の成立・変更・終了および遂行の状況に関する事項について関連規定に基づいて公表しなければならない。

十三条…上場会社は適当な措置をとって関係者が独占購入や販売ルートなどの方法を通じて、会社の経営に干渉し、会社の利益に損害をもたらすことがないよう防止しなければならない。

関連取引は商業原則に従わなければならない。関連取引の価額は、原則として市場の独立的第三者と取引する価額の料金標準に準ずべきである。上場会社は関連取引に関して、設定した価額に関する十分な根拠を公表しなければならない。

十四条…上場会社の資産は会社所有に属する。上場会社は、有効な措置をとって、株主および関係者があらゆる手段によって会社の資金・資産およびその他の資源を占用・移転することを防止しなければならない。上場会社は会社の資産を自社の株主および関係者への担保に提供してはならない。

## 第二章 支配株主と上場会社

### 第一節 支配株主の行為規範

十五条…支配株主は上場予定の会社を改組する場合は、事前に上場規程に合致するよう変更してから上場するという原則に従わなければならない。そして、合理的な均衡を有する株主構成を築くことを重視しなければならない。

十六条…支配株主は上場予定の会社を改組する場合には、その社会的機能を会社から分離し、その非経営的資産を会社から剥離し、非経営機関・福祉機関およびその施設を上場会社に組み入れてはならない。

十七条…支配株主は、上場会社の主要な業務に従事する存続企業・機関を専門化・市場化の原則により、専門会社に改組することができ、そして、商業原則に従い、上場会社と契約を締結することができる。その他の業務を行っている存続企業は独立の発展能力を強化しなければならない。経営能力を失った存続企業は、法律・法規により、破産などの方法を通して市場から撤退しなければならない。企業が改組する時一定の条件を備えれば、一度に社会的機能の分離、余分人員の異動を行い、その存続企業を廃止することができる。

十八条…支配株主は、上場会社における労働・人事・分配制度の改革を深め、経営管理規制を転換し、管理職の競争雇用制度・従業員の優秀者採用制度・収入分配の増減制度などの有効的な奨励制度を創設することを支持しなければならない。

十九条…支配株主は、上場会社およびその他の株主に対し信義誠実義務を負う。上場会社の支配株主は厳格に法に従って投資者の権利を行使しなければならない。支配株主は資産改組等の手段により上場会社とその他の株主の合法的権益に損害を与えてはならず、自分の地位を利用して第三者の利益を求めてはならない。



二十条…支配株主は上場会社の取締役・監査役の候補者を提出するとき、法律・法規および会社定款の規定により定められた条件と順序に厳格に従わなければならない。支配株主が提供した取締役・監査役の候補者は相応の専門知識と決断・監督能力を持つべきである。支配株主の承認を株主総会の人事選出決議と取締役会の人事選任決議の履行条件とすることはできない。支配株主は株主総会・取締役会決議に經ずして、上場会社の高級管理人を選任・解任してはならない。

二十一条…上場会社の重要な決議については、株主総会と取締役会が法に従って、行わなければならない。支配株主は、直接にまたは間接に会社の議決および法に従う生産・経営活動の展開に干渉し、会社および他の株主の權益を害してはならない。

#### 第二節 上場会社の独立性

二十二条…支配株主と上場会社は、人事・資産および財務を分離しなければならない。機関と業務も独立し、各々が独立計算し、責任とリスクも各自で負担しなければならない。

二十三条…上場会社の人事は支配株主から独立しなければならない。上場会社の支配人・財務責任者・営業責任者および取締役会の秘書は、支配株主の企業で取締役以外の職務を担当してはならない。支配株主の高級管理人は、上場会社の取締役を兼任する場合、上場会社で働く充分な時間と精力を保証しなければならない。

二十四条…支配株主が上場会社に投資した資産は、独立完備し、その帰属を明確しなければならない。支配株主は、現物出資する場合、財産権の変更手続をしなければならず、該当資産の範囲を明確にしなければならない。上場会社は該当資産につき、登記・帳簿・計算および管理を独立して行わなければならない。支配株主は該当資産に対し占用・支配し、あるいは上場会社が該当資産に対する経営管理に干渉してはならない。

二十五条…上場会社は法律・法規により、財務・会計制度を創立・健全化し、独立して計算しなければならない。支配株主は、上場会社の財務の独立性を尊重しなければならず、上場会社の財務・会計活動に干渉してはならない。

二十六条…上場会社の取締役会・監査役会およびその他の内部機関は独立に運営されなければならない。支配株主およびその職能部門と上場会社およびその職能部門の間に上下関係があつてはならない。支配株主および支配株主の機関は上場会社および上場会社の機関に対して経営の計画と指令を下してはならず、それ以外のいかなる形でも上場会社の経営管理の独立性に影響してはならない。

二十七条…上場会社の業務は支配株主から完全に独立しなければならない。支配株主およびそれに所属する他の企業は上場会社と同じあるいは類似する業務をしてはならない。支配株主は有効な措置をとって、競争を避けなければならない。

### 第三章 取締役と取締役会

#### 第一節 取締役の選任手続

二十八条…上場会社は、定款をもって、適法性・透明性のある取締役の選任手続を定め、取締役選任につきその公開・公平・公正・独立を保証しなければならない。

二十九条…上場会社は株主総会の開催前に取締役候補者に関する詳細な資料を公表し、株主が投票に際し候補者につき充分に理解できるよう保証しなければならない。

三十条…取締役候補者は株主総会の開催前に指名につき同意し、公表された候補者の資料が真実であり、不備がないことを承認し、併せて当選後取締役職務の適切な履行の保証を書面をもって、承諾しなければならない。

三十一条…取締役の選出手続においては、中小株主の意見を十分に反映しなければならない。株主総会は、取締役選出に当たっては、積極的に累積投票制度を採用しなければならない。支配株主の支配株式の比率が上場会社の三パーセント以上の場合には、累積投票制度を採用しなければならない。累積投票制度を採用した上場会社は定款において、その制度の実施細則を定めなければならない。

三十二条…上場会社と取締役は任用契約を締結し、会社と取締役間の権利義務・取締役の任期・取締役が法律・法規および会社定款に違反した場合の責任および任期満了前の解約の場合の

補償について明らかにしなければならない。

#### 第二節 取締役の義務

三十三条…取締役は会社と株主全体の最大利益に基づき、忠実・信義誠実・勤勉に職務を履行しなければならない。

三十四条…取締役は職務の履行に当たっては、十分な時間と精力をもって行うことを保証しなければならない。

三十五条…取締役は真剣に、責任ある姿勢で取締役会に出席し、議事について明確な意見を表明しなければならない。取締役は自ら出席できない場合には、書面により他の取締役に委託し、委託者の判断の基づき投票することができる。この場合には委託者自身が法的責任を負わなければならない。

三十六条…取締役は関連法律・法規および会社定款の規定を遵守し、自分の公表した承諾を厳格に遵守しなければならない。

三十七条…取締役は関係する研修に積極的に参加し、取締役の権利・義務および責任を理解し、関連法律・法規を熟知し、取締役が備えるべき知識を身に付けなければならない。

三十八条…取締役会の決議が法律・法規および会社定款の規定に違反し、会社の利益を害した場合、決議に参加した取締役は会社に対し、賠償責任を負う。ただし、議事録において、その決議に異議を表明したことを証明できる取締役を除く。

三十九条…上場会社は株主総会の承認により、取締役責任保険に加入することができる。ただし、法律・法規および会社定款

の規定に違反により生ずる責任は除く。

### 第三節 取締役会の構成と職務

四十条…取締役会はその人数と人員構成が関連法律・法規に適合するとともに、取締役会会議では有意義な討論、そして、科学的・迅速的・慎重な決定がなされることを確保しなければならない。

四十一条…取締役会は合理的専門的に構成され、構成員は職務を履行するに必要な知識・技能と素養を身に付けなければならない。

四十二条…取締役会は株主総会に対し責任を負う。上場会社の企業統治機構は法律・法規および会社定款規定が定める取締役職限を行使できるように確保しなければならない。

四十三条…取締役は関連法律・法規および会社定款規定に定められた職務を真剣に履行すべきであり、会社が法律・法規および会社定款の規定を遵守することを確保し、すべての株主を公平に扱い、そして、その他の利害関係人の利益にも配慮しなければならない。

### 第四節 取締役会の議事規則

四十四条…上場会社は定款において、適法な取締役会議事規則を定め、取締役会の効率性の高い運営と科学的な決定を確保しなければならない。

四十五条…取締役会は定期的開催され、そして、必要な場合には、直ちに臨時会議を開催しなければならない。取締役会の開催前に議題が定められなければならない。

四十六条…上場会社の取締役会会議は定められた手続に従って厳格に行われなければならない。取締役会は所定の期間前に全取締役に通知し、充分な資料を提供しなければならない。その資料には議題に関する関連資料と取締役が会社の業務発展の理解に役立つ数値と情報を含めなければならない。二名以上の社外取締役が資料が不十分あるいは論証が不明確と考える場合には、連名で書面により取締役に取締役会会議の延期あるいは該当議題の審議の延期を提出することができ、取締役会はそれを取り入れなければならない。

四十七条…取締役会の議事録は不備なく、真実でなければならない。取締役会秘書は会議の議題について作成記録・整理することを要する。出席取締役・取締役会秘書および記録人は議事録に署名しなければならない。取締役会議事録は会社の重要資料として適切に保存されなければならない、以後取締役の責任を明確にするための重要な証拠となる。

四十八条…取締役会は代表取締役に授權し、取締役会の閉会中、取締役会が職務の一部を行使させる場合には、上場会社は定款において、授權に関する基本的規則と内容について明確に定めなければならない。授權内容は、明確かつ具体的にでなければならない。会社の重大利益に関する事項については、すべて取締役

会で決定しなければならない。

#### 第五節 社外取締役制度

四十九条…上場会社は関連規定に従って、社外取締役制度を設けなければならない。社外取締役は任用する会社と主要な株主に対し、独立な立場を採らなければならない。社外取締役は上場会社で社外取締役以外のいかなる職務を担当してはならない。

五十条…社外取締役は会社と全株主に対し、信義誠実と勤勉義務を負う。社外取締役は関連法律・法規・会社定款に従って職務を真剣に履行し、会社全体の利益を守り、特に中小株主の合法的権益を守ることに配慮しなければならない。社外取締役は職務を独立に履行しなければならない。社社の主要な株主・実際上の支配人および上場会社と利害関係があるその他の企業または個人の影響を受けてはならない。

五十一条…社外取締役の任用条件・選任交替の手続・職責などは、関連規定に適合しなければならない。

#### 第六節 取締役会の専門委員会

五十二条…上場会社は、株主総会の決議により、戦略、会計監査、指名、報酬・考査などの専門委員会を設けることができる。専門委員会の構成員は取締役から構成され、会計監査委員会、指名委員会、報酬・考査委員会においては、社外取締役が過半数を占め、そして、招集権者を担当しなければならない。会計監

査委員会の社外取締役は少なくとも一人が会計専門人でなければならない。

五十三条…戦略委員会の主な職責は会社の長期発展戦略と重大投資の決定に対して研究し、そして、提案することである。

五十四条…会計監査委員会の主な職責は以下の通りである。

- (一) 社外会計監査機関の任用交替案の提出；
- (二) 会社内部会計監査制度およびその実施の監督；
- (三) 内部会計監査と外部会計監査間の仲介を担当；
- (四) 会社の財務情報の監査および公表；
- (五) 会社内部のコンプライアンス制度の審査。

五十五条…指名委員会の主な職責は以下の通りである。

(一) 取締役・支配人の選任基準と手続を研究し、提案すること；

(二) 取締役・支配人の候補者を広範囲に渡って探すこと；

(三) 取締役・支配人の候補者を審査し、意見を提出すること。

五十六条…報酬・考査委員会の主な職責は以下の通りである。

(一) 取締役と支配人を考査する基準を研究し、そして、考査して、意見を提出すること；

(二) 取締役と高級管理者の報酬政策と方案を研究・考査すること。

五十七条…各専門委員会は仲介機関に依頼して、専門の意見を求めることができ、費用は会社が負担する。

五十八条…各専門委員会は取締役会に対し責任を負い、各専門

委員会の提案は取締役会で審議して、決定しなければならない。

#### 第四章 監査役と監査役会

##### 第一節 監査役会の職務

五十九条…上場会社の監査役会は全株主に対し責任を負い、会社の財務および取締役・支配人その他の高級管理人における職務の履行の合法性について監督し、会社と株主の利益を守らなければならない。

六十条…監査役は会社の営業状況について調査する権利があり、それに相応する秘密保持義務を負う。監査役会は独自で仲介機関に依頼して、専門の意見の提供を求めることができる。

六十一条…上場会社は監査役の情報収取権を保障する措置を取らなければならない。監査役が適正に職務を履行するために必要な協力を提供しなければならない。誰でもそれを干渉・妨害してはならない。監査役が職務を履行するために必要な合理的な費用は会社が負担しなければならない。

六十二条…監査役会の監査記録および財務あるいは専門項目の監査結果は取締役・支配人および他の高級管理人の業績評価の重要な根拠としなければならない。

六十三条…監査役は取締役・支配人および他の高級管理人の法律・法規または会社定款に違反する行為を発見した場合には、取締役会・株主総会に報告することもできるし、証券監督管理

機関および他に関連部門に直接報告することもできる。

##### 第二節 監査役会の構成と議事規則

六十四条…監査役は法律・会計等に関する専門知識あるいは実務経験を身に付けなければならない。監査役会の構成人員と構成は監査役会が取締役・支配人その他の高級管理人および会社の財務に対する監督・検査を独立・有効に行役できるように確保しなければならない。

六十五条…上場会社は定款規定に監査役会の議事規則を適法に定めなければならない。監査役会会議は定められた手続に厳格に従って進められなければならない。

六十六条…監査役会は定期的開催され、そして、必要な場合には直ちに臨時会議を開催しなければならない。監査役会会議は事情により定められた時期に開催できない場合には、公告により理由を説明しなければならない。

六十七条…監査役会は会社の取締役・支配人その他の高級管理人および内部又は外部の会計審査人が会議に参加して、関連問題について、回答することを要求することができる。

六十八条…監査役会会議は記録され、そして、出席した監査役と記録人が署名しなければならない。監査役は会議中の発言について記録上に説明を付けて記入することを要求する権利がある。監査役会の議事録は会社の重要な資料として適切に保存しなければならない。

## 第五章 業績評価と奨励・取締制度

### 第一節 取締役・監査役・支配人の業績評価

六十九条…上場会社は取締役・監査役および支配人の業績評価に関する公正・透明な基準と手続を作成しなければならない。

七十条…取締役と支配人に対する業績評価は取締役会あるいは取締役会に属する報酬・審査委員会が担当する。社外取締役・監査役に対する評価は自己評価と相互の評価を併用しなければならない。

七十一条…取締役の報酬額と支払方法については、取締役会が株主総会に提案し、株主総会で決定する。取締役会あるいは報酬・審査委員会は取締役を評価し、または報酬について議論する場合には、該当取締役は決議に参加することができない。

七十二條…取締役会・監査役会は株主総会に取締役・監査役の職責履行状況・業績評価の結果および報酬の状況を報告し、公表しなければならない。

### 第二節 支配人の任用

七十三条…上場会社の支配人の任用は関連法律・法規および会社定款の規定により厳格に行わなければならない。いかなる組織と個人も正常な会社支配人の任用手続に干渉してはならない。

七十四条…上場会社は公開・透明な方式で、できる限り国内外

の人材市場から支配人を任用し、そして、充分に仲介機関の役割を活かすべきである。

七十五条…上場会社は支配人と任用契約を締結し、双方の権利義務を明確にしなければならない。

七十六条…支配人の選任・解任は法定手続に従って行い、そして、社会に公告しなければならない。

### 第三節 支配人の奨励と取締制度

七十七条…上場会社は支配人の報酬が会社の業績・個人の業績に連動する奨励制度を作成しなければならない。それにより人材を誘引し、支配人材の安定性を保持する。

七十八条…上場会社は支配人に対する業績評価を支配人の報酬および他の奨励を決定する根拠にしなければならない。

七十九条…支配人の報酬配分案は取締役会の承認を得、株主総会で説明し、公表しなければならない。

八十条…上場会社は定款において、支配人の職責を明確にしなければならない。支配人は法律・法規および会社定款規定に違反し、会社の利益を書した場合に、取締役会は支配人の法的責任の追及の措置を積極的に採らなければならない。

## 第六章 利害関係人

八十一条…上場会社は、銀行・その他の債権者・従業員・消費

者・供給者および地域共同体など利害関係人の法的権利を尊重しなければならぬ。

八十二条…上場会社は、利害関係人と積極的に協力し、会社の継続的・健全な発展をもとに推進しなければならない。

八十三条…上場会社は、利害関係人の利益を維持するため、必要な条件を提供しなければならず、利害関係人の利益が害された場合には、利害関係人に賠償を求める機会と方法が与えなければならない。

八十四条…上場会社は銀行およびその他の債権者が会社の経営状況と財務状況を判断し、方針を決定するために必要な情報を提供しなければならない。

八十五条…上場会社は、従業員が取締役会・監査役会および支配人との直接的に意見交換を通じて、会社の経営・財務状況および従業員の利益と関連する重大な決定に対する従業員の意見を反映することを奨励しなければならない。

八十六条…上場会社は会社の継続的な発展を維持し、株主の利益を最大化すると同時に地元地域共同体の福祉・環境の保護・公益事業などの問題に配慮し、会社の社会的責任を重視しなければならない。

## 第七章 情報の公表と透明度

### 第一節 上場会社の継続的情報公表

八十七条…継続的な情報公表は上場会社の責任である。上場会社は法律・法規および会社定款規定に厳格に従い、**真実・正確・完全・即時に情報を公表しなければならない。**

八十八条…上場会社は強行規定のよる情報公表以外に、株主とその他の利害関係人の判断に実質的な影響を与える可能性がある情報を主体的・即時的に公表し、そして、**全株主が平等に情報を得られることを保証しなければならない。**

八十九条…上場会社が公表した情報は簡単に理解できるものでなければならない。上場会社は利用者が経済的に便利な方法を通じて（例えば、インターネット）情報を得られることを保証しなければならない。

九十条…上場会社における取締役会秘書が情報の公表事務を担当する。これには情報公表制度の創設・来訪者への対応・諮問の回答・株主への通知および会社の公表資料の投資者への提供などが含まれる。取締役会と支配人は取締役会秘書の事務を積極的に支援しなければならない。いかなる機関も個人も取締役会秘書の業務に干渉してはならない。

### 第二節 会社統治情報の公表

九十一条…上場会社は法律・法規および関連規定により、会社統治に関する以下の情報を公表しなければならない。ただし、

これに限られない。

取締役会・監査役会の構成員と構成；

取締役会・監査役会の職務履行状況と評価；

社外取締役の職務履行状況と評価、その中に社外取締役の取締役会出席状況・独自の意見の発表状況および関連取引・取締役と高級管理人の選任・解任等に対する意見を含むこと；

各専門委員会の構成と職務履行状況；

会社統治の実情、および本準則との相違とその原因；

会社統治の改革に関する具体的な計画と措置。

### 第三節 株主権益の公表

九十二条…上場会社は関連規定により、大株主および主要株主あるいは実際上の支配者の詳細な資料を即時に公表しなければならない。

九十三条…上場会社は株式の変動状況およびその他の変動を引き起しうる重要事項を調査し、公表しなければならない。

九十四条…上場会社の支配株主の持株数の増・減あるいはその株式に質権を設定する、あるいは上場会社の支配権が移転した場合には、上場会社と支配株主はそれに関連する情報を全株主に即時に、正確に公表しなければならない。

### 第八章 附則

九十五条…本準則は公布の日から施行する。

### 四 上市公司治理准则

关于发布《上市公司治理准则》的通知

证监发〔二〇〇二〕一号

各上市公司…

为推动上市公司建立和完善现代企业制度，规范上市公司运作，促进我国证券市场健康发展，现发布《上市公司治理准则》，请遵照执行。

中国证券监督管理委员会

国家经济贸易委员会

二〇〇二年一月七日

上市公司治理准则

导言

为推动上市公司建立和完善现代企业制度，规范上市公司运作，促进我国证券市场健康发展，根据《公司法》、《证券法》及其它相关法律、法规确定的基本原则，并参照国外公司治理实践中



普遍认同的标准、制订本准则。

本准则阐明了我国上市公司治理的基本原则，投资者权利保护的实现方式，以及上市公司董事、监事、经理等高级管理人员所应当遵循的基本的行为准则和职业道德等内容。

本准则适用于中国境内的上市公司。上市公司改善公司治理，应当贯彻本准则所阐述的精神。上市公司制定或者修改公司章程及治理细则，应当体现本准则所列明的内容。本准则是评判上市公司是否具有良好的公司治理结构的主要衡量标准，对公司治理存在重大问题的上市公司，证券监管机构将责令其按照本准则的要求进行整改。

## 第一章 股东与股东大会

### 第一节 股东权利

第一条 股东作为公司的所有者，享有法律、行政法规和公司章程规定的合法权利。上市公司应建立能够确保股东充分行使权利的公司治理结构。

第二条 上市公司的治理结构应确保所有股东，特别是中小股东享有平等地位。股东按其持有的股份享有平等的权利，并承担相应的义务。

第三条 股东对法律、行政法规和公司章程规定的公司重大事项，享有知情权和参与权。上市公司应建立和股东沟通的有效渠道。

第四条 股东有权按照法律、行政法规的规定，通过民事诉讼

或其他法律手段保护其合法权利。股东大会、董事会的决议违反法律、行政法规的规定，侵犯股东合法权益，股东有权依法提起要求停止上述违法行为或侵害行为的诉讼。董事、监事、经理执行职务时违反法律、行政法规或者公司章程的规定，给公司造成损害的，应承担赔偿责任。股东有权要求公司依法提起诉讼或赔偿的诉讼。

### 第二节 股东大会的规范

第五条 上市公司应在公司章程中规定股东大会的召开和表决程序，包括通知、登记、提案的审议、投票、计票、表决结果的宣布、会议决议的形成、会议记录及其签署、公告等。

第六条 董事会应认真审议并安排股东大会审议事项。股东大会应给予每个提案合理的讨论时间。

第七条 上市公司应在公司章程中规定股东大会对董事会的授权原则，授权内容应明确具体。

第八条 上市公司应在保证股东大会合法、有效的前提下，通过各种方式和途径，包括充分运用现代信息技术手段，扩大股东参与股东大会的比例。股东大会时间、地点的选择应有利于让尽可能多的股东参加会议。

第九条 股东既可以亲到股东大会现场投票，也可以委托代理人代为投票，两者具有同样的法律效力。

第十条 上市公司董事会、独立董事和符合有关条件的股东可向上市公司股东征集其在股东大会上的投票权。投票权征集应采

取无偿的方式进行，并向被征集人充分披露信息。

第十一条 机构投资者应在公司董事选任、经营者激励与监督、重大事项决策等方面发挥作用。

### 第三节 关联交易

第十二条 上市公司与关联人之间的关联交易应签订书面协议。协议的签订应当遵循平等、自愿、等价、有偿的原则，协议内容应明确、具体。公司应将该协议的订立、变更、终止及履行情况等事项按照有关规定予以披露。

第十三条 上市公司应采取有效措施防止关联人以垄断采购和销售业务渠道等方式干预公司的经营，损害公司利益。关联交易活动应遵循商业原则，关联交易的价格原则上应不偏离市场独立第三方的价格或收费的标准。公司应对关联交易的定价依据予以充分披露。

第十四条 上市公司的资产属于公司所有。上市公司应采取有效措施防止股东及其关联方以各种形式占用或转移公司的资金、资产及其他资源。上市公司不得为股东及其关联方提供担保。

## 第二章 控股股东与上市公司

### 第一节 控股股东行为的规范

第十五条 控股股东对拟上市公司改制重组时应遵循先改制、后上市的原则，并注重建立合理制衡的股权结构。

第十六条 控股股东对拟上市公司改制重组时应分膺其社会职

能，剥离非经营性资产，非经营性机构、福利性机构及其设施不得进入上市公司。

第十七条 控股股东为上市公司主业服务的存续企业或机构可以按照专业化、市场化的原则改组为专业化公司，并根据商业原则与上市公司签订有关协议。从事其他业务的存续企业应增强其独立发展的能力。无继续经营能力的存续企业，应按有关法律、法规的规定，通过实施破产等途径退出市场。企业重组时具备一定条件的，可以一次性分膺其社会职能及分流富余人员，不保留存续企业。

第十八条 控股股东应支持上市公司深化劳动、人事、分配制度改革，转换经营管理机制，建立管理人员竞聘上岗、能上能下，职工择优录用、能进能出，收入分配能增能减、有效激励的各项制度。

第十九条 控股股东对上市公司及其他股东负有诚信义务。控股股东对其所控股的上市公司应严格依法行使出资人的权利，控股股东不得利用资产重组等方式损害上市公司和其他股东的合法权益，不得利用其特殊地位谋取额外的利益。

第二十条 控股股东对上市公司董事、监事候选人的提名，应严格遵循法律、法规和公司章程规定的条件和程序。控股股东提名的董事、监事候选人应当具备相关专业知识和决策、监督能力。控股股东不得对股东大会人事选举决议和董事会人事聘任决议履行任何批准手续；不得越过股东大会、董事会任免上市公司的高级管理人员。

第二十一条 上市公司的重大决策应由股东大会和董事会依法作出。控股股东不得直接或间接干预公司的决策及依法开展的的生产经营活动，损害公司及其他股东的权益。

## 第二节 上市公司的独立性

第二十二条 控股股东与上市公司应实行人员、资产、财务分开，机构、业务独立，各自独立核算、独立承担责任和风险。

第二十三条 上市公司人员应独立于控股股东。上市公司的经理人员、财务负责人、营销负责人和董事会秘书在控股股东单位不得担任除董事以外的其他职务。控股股东高级管理人员兼任上市公司董事的，应保证有足够的时间和精力承担上市公司的工作。

第二十四条 控股股东投入上市公司的资产应独立完整、权属清晰。控股股东以非货币性资产出资的，应办理产权变更手续，明确界定该资产的范围。上市公司应当对该资产独立登记、建帐核算、管理。控股股东不得占用、支配该资产或干预上市公司对该资产的经营管理。

第二十五条 上市公司应按照有关法律、法规的要求建立健全的财务、会计管理制度，独立核算。控股股东应尊重公司财务的独立性，不得干预公司的财务、会计活动。

第二十六条 上市公司的董事会、监事会及其他内部机构应独立运作。控股股东及其职能部门与上市公司及其职能部门之间没有上下级关系。控股股东及其下属机构不得向上市公司及其下属机构下达任何有关上市公司经营的计划和指令，也不得以其他任

何形式影响其经营管理的独立性。

第二十七条 上市公司业务应完全独立于控股股东。控股股东及其下属的其他单位不应从事与上市公司相同或相近的业务。控股股东应采取有效措施避免同业竞争。

## 第三章 董事与董事会

### 第一节 董事的选聘程序

第二十八条 上市公司应在公司章程中规定规范、透明的董事选聘程序，保证董事选聘公开、公平、公正、独立。

第二十九条 上市公司应在股东大会召开前披露董事候选人的详细资料，保证股东在投票时对候选人有足够的了解。

第三十条 董事候选人应在股东大会召开之前作出书面承诺，同意接受提名，承诺公开披露的董事候选人的资料真实、完整并保证当选后切实履行董事职责。

第三十一条 在董事的选举过程中，应充分反映中小股东的意见。股东大会在董事选举中应积极推行累积投票制度。控股股东持股比例在百分之三十以上的上市公司，应当采用累积投票制。采用累积投票制度的上市公司应在公司章程里规定该制度的实施细则。

第三十二条 上市公司应和董事签订聘任合同，明确公司和董事之间的权利义务、董事的任期、董事违反法律法规和公司章程的责任以及公司因故提前解除合同的补偿等内容。

### 第二节 董事的义务

第三十三条 董事应根据公司和全体股东的最大利益，忠实、诚信、勤勉地履行职务。

第三十四条 董事应保证有足够的时间和精力履行其应尽的职责。

第三十五条 董事应以认真负责的态度出席董事会，对所议事项表达明确的意见。董事确实无法亲自出席董事会的，可以书面形式委托其他董事按委托人的意愿代为投票，委托人应独立承担法律责任。

第三十六条 董事应遵守有关法律、法规及公司章程的规定，严格遵守其公开作出的承诺。

第三十七条 董事应积极参加有关培训，以了解作为董事的权利、义务和责任，熟悉有关法律、法规，掌握作为董事应具备的相关知识。

第三十八条 董事会决议违反法律、法规和公司章程的规定，致使公司遭受损失的，参与决议的董事对公司承担赔偿责任。但经证明在表决时曾表明异议并记载于会议记录的董事除外。

第三十九条 经股东大会批准，上市公司可以为董事购买责任保险。但董事因违反法律法规和公司章程规定而导致的责任除外。

### 第三节 董事会的构成和职责

第四十条 董事会的人数及人员构成应符合有关法律、法规的要求，确保董事会能够进行富有成效的讨论，作出科学、迅速和谨慎的决策。

第四十一条 董事会应具备合理的专业结构，其成员应具备履行职务所必需的知识、技能和素质。

第四十二条 董事会向股东大会负责。上市公司治理结构应确保董事会能够按照法律、法规和公司章程的规定行使职权。

第四十三条 董事会应认真履行有关法律、法规和公司章程规定的职责，确保公司遵守法律、法规和公司章程的规定，公平对待所有股东，并关注其他利益相关者的利益。

### 第四节 董事会议事规则

第四十四条 上市公司应在公司章程中规定规范的董事会议事规则，确保董事会高效运作和科学决策。

第四十五条 董事会应定期召开会议，并根据需要及时召开临时会议。董事会会议应有事先拟定的议题。

第四十六条 上市公司董事会会议应严格按照规定的程序进行，董事会应按规定的程序先通知所有董事，并提供足够的资料，包括会议议题的相关背景材料和有助于董事理解公司业务进展的信息和数据。当二名或二名以上独立董事认为资料不充分或论证不明确时，可联名以书面形式向董事会提出延期召开董事会会议或延期审议该事项，董事会应予以采纳。

第四十七条 董事会会议记录应完整、真实。董事会秘书对会议所议事项要认真组织记录和整理。出席会议的董事、董事会秘书和记录人应在会议记录上签名。董事会会议记录应作为公司重要档案妥善保存，以作为日后明确董事责任的重要依据。

第四十八条 董事会授权董事长在董事会闭会期间行使董事会部分职权的，上市公司应在公司章程中明确规定授权原则和授权内容，授权内容应当明确、具体。凡涉及公司重大利益的事项应由董事会集体决策。

#### 第五节 独立董事制度

第四十九条 上市公司应按照有关规定建立独立董事制度。独立董事应独立于所受聘的公司及其主要股东。独立董事不得在上市公司担任除独立董事外的其他任何职务。

第五十条 独立董事对公司及全体股东负有诚信与勤勉义务。独立董事应按照相关法律、法规、公司章程的要求，认真履行职责，维护公司整体利益，尤其要关注中小股东的合法权益不受损害。独立董事应独立履行职责，不受公司主要股东、实际控制人以及其他与上市公司存在利害关系的单位或个人的影响。

第五十一条 独立董事的任职条件、选举更换程序、职责等，应符合有关规定。

#### 第六节 董事会专门委员会

第五十二条 上市公司董事会可以按照股东大会的有关决议，设立战略、审计、提名、薪酬与考核等专门委员会。专门委员会成员全部由董事组成，其中审计委员会、提名委员会、薪酬与考核委员会中独立董事应占多数并担任召集人，审计委员会中至少应有一名独立董事是会计专业人士。

第五十三条 战略委员会的主要职责是对公司长期发展战略和重大投资决策进行研究并提出建议。

第五十四条 审计委员会的主要职责是：(1)提议聘请或更换外部审计机构；(2)监督公司的内部审计制度及其实施；(3)负责内部审计与外部审计之间的沟通；(4)审核公司的财务信息及其披露；(5)审查公司的内控制度。

第五十五条 提名委员会的主要职责是：(1)研究董事、经理人员的选择标准和程序并提出建议；(2)广泛搜寻合格的董事和经理人员的人选；(3)对董事候选人和经理人选进行审查并提出建议。

第五十六条 薪酬与考核委员会的主要职责是：(1)研究董事与经理人员考核的标准，进行考核并提出建议；(2)研究和审查董事、高级管理人员的薪酬政策与方案。

第五十七条 各专门委员会可以聘请中介机构提供专业意见、有关费用由公司承担。

第五十八条 各专门委员会对董事会负责，各专门委员会的提案应提交董事会审查决定。

#### 第四章 监事与监事会

##### 第一节 监事会的职责

第五十九条 上市公司监事会应向全体股东负责，对公司财务以及公司董事、经理和其他高级管理人员履行职责的合法合规性进行监督，维护公司及股东的合法权益。

第六十条 监事有了解公司经营情况的权利，并承担相应的保密义务。监事会可以独立聘请中介机构提供专业意见。

第六十一条 上市公司应采取措施保障监事的知情权，为监事正常履行职务提供必要的协助，任何人不得干预、阻挠。监事履行职责所需的合理费用应由公司承担。

第六十二条 监事会的监督记录以及进行财务或专项检查的结果应成为对董事、经理和其他高级管理人员绩效评价的重要依据。

第六十三条 监事会发现董事、经理和其他高级管理人员存在违反法律、法规或公司章程的行为，可以向董事会、股东大会反映，也可以直接向证券监管机构及其他有关部门报告。

## 第二节 监事会的构成和议事规则

第六十四条 监事应具有法律、会计等方面的专业知识或工作经验。监事会的人员和结构应确保监事会能够独立有效地行使对董事、经理和其他高级管理人员及公司财务的监督和检查。

第六十五条 上市公司应在公司章程中规定规范的监事会议事规则。监事会会议应严格按照规定程序进行。

第六十六条 监事会应定期召开会议，并根据需要及时召开临时会议。监事会会议因故不能如期召开，应公告说明原因。

第六十七条 监事会可要求公司董事、经理及其他高级管理人员、内部及外部审计人员出席监事会会议，回答所关注的问题。

第六十八条 监事会会议应有记录，出席会议的监事和记录人应当在会议记录上签字。监事有权要求在记录上对其在会议上的

发言作出某种说明性记载。监事会会议记录应作为公司重要档案妥善保存。

## 第五章 绩效评价与激励约束机制

### 第一节 董事、监事、经理人员的绩效评价

第六十九条 上市公司应建立公正透明的董事、监事和经理人员的绩效评价标准和程序。

第七十条 董事和经理人员的绩效评价由董事会或其下设的薪酬与考核委员会负责组织。独立董事、监事的评价应采取自我评价与相互评价相结合的方式。

第七十一条 董事报酬的数额和方式由董事会提出方案报请股东大会决定。在董事会或薪酬与考核委员会对董事个人进行评价或讨论其报酬时，该董事应当回避。

第七十二条 董事会、监事会应当向股东大会报告董事、监事履行职责的情况、绩效评价结果及其薪酬情况，并予以披露。

### 第二节 经理人员的聘任

第七十三条 上市公司经理人员的聘任，应严格按照有关法律、法规和公司章程的规定进行。任何组织和个人不得干预公司经理人员的正常选聘程序。

第七十四条 上市公司应尽可能采取公开、透明的方式，从境内外人才市场选聘经理人员，并充分发挥中介机构的作用。

第七十五条 上市公司应和经理人员签订聘任合同，明确双方

的权利义务关系。

第七十六条 经理的任免应履行法定的程序，并向社会公告。

### 第三节 经理人员的激励与约束机制

第七十七条 上市公司应建立经理人员的薪酬与公司绩效和个人业绩相联系的激励机制，以吸引人才，保持经理人员的稳定。

第七十八条 上市公司对经理人员的绩效评价应当成为确定经理人员薪酬以及其它激励方式的依据。

第七十九条 经理人员的薪酬分配方案应获得董事会的批准，向股东大会说明，并予以披露。

第八十条 上市公司应在公司章程中明确经理人员的职责。经理人员违反法律、法规和公司章程规定，致使公司遭受损失的，公司董事会应积极采取措施追究其法律责任。

## 第六章 利益相关者

第八十一条 上市公司应尊重银行及其它债权人、职工、消费者、供应商、社区等利益相关者的合法权利。

第八十二条 上市公司应与利益相关者积极合作，共同推动公司持续、健康地发展。

第八十三条 上市公司应为维护利益相关者的权益提供必要的条件，当其合法权益受到侵害时，利益相关者应有机会和途径获得赔偿。

第八十四条 上市公司应向银行及其它债权人提供必要的信息，

以便其对公司的经营状况和财务状况作出判断和进行决策。

第八十五条 上市公司应鼓励职工通过与董事会、监事会和经理人员的直接沟通和交流，反映职工对公司经营、财务状况以及涉及职工利益的重大决策的意见。

第八十六条 上市公司在保持公司持续发展、实现股东利益最大化的同时，应关注所在社区的福利、环境保护、公益事业等问题，重视公司的社会责任。

## 第七章 信息披露与透明度

### 第一节 上市公司的持续信息披露

第八十七条 持续信息披露是上市公司的责任。上市公司应严格按照法律、法规和公司章程的规定，真实、准确、完整、及时地披露信息。

第八十八条 上市公司除按照强制性规定披露信息外，应主动及时地披露所有可能对股东和其它利益相关者决策产生实质性影响的信息，并确保所有股东有平等的机会获得信息。

第八十九条 上市公司披露的信息应当便于理解。上市公司应保证使用者能够通过经济、便捷的方式（如互联网）获得信息。

第九十条 上市公司董事会秘书负责信息披露事项，包括建立信息披露制度、接待来访、回答咨询、联系股东、向投资者提供公司公开披露的资料等。董事会及经理人员应对董事会秘书的工作予以积极支持。任何机构及个人不得干预董事会秘书的工作。

## 第二节 公司治理信息的披露

第九十一条 上市公司应按照法律、法规及其他有关规定，披露公司治理的有关信息，包括但不限于：(1)董事会、监事会的人员及构成；(2)董事会、监事会的工作及评价；(3)独立董事工作情况及评价，包括独立董事出席董事会的情况、发表独立意见的情况及对关联交易、董事及高级管理人员的任免等事项的意见；(4)各专门委员会的组成及工作情况；(5)公司治理的实际状况，及与本准则存在的差异及其原因；(6)改进公司治理的具体计划和措施。

## 第三节 股东权益的披露

第九十二条 上市公司应按照规定，及时披露持有公司股份比例较大的股东以及一致行动时可以实际控制公司的股东或实际控制人的详细资料。

第九十三条 上市公司应及时了解并披露公司股份变动的情况以及其它可能引起股份变动的重要事项。

第九十四条 当上市公司控股股东增持，减持或质押公司股份，或上市公司控制权发生转移时，上市公司及其控股股东应及时、准确地向全体股东披露有关信息。

## 第八章 附则

第九十五条 本准则自发布之日起施行。